

議案第8号

豊橋市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について

令和2年3月26日提出

豊橋市教育委員会
教育長 山西正泰

豊橋市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月26日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 号

豊橋市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

豊橋市教育委員会事務局処務規則（平成11年豊橋市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(事務分掌) 第3条 (略) 2 学校教育課の事務分掌は、次のとおりとする。 (1)～(8) (略) (9) 県費負担教職員 <u>及び市費負担教職員</u> の服務及び免許状の手続に関すること。 (10) 県費負担教職員 <u>及び市費負担教職員</u> の研修に関すること。 (11) (略) (12) 県費負担教職員 <u>及び市費負担教職員</u> の指導に関すること。 (13)～(19) (略) 3～6 (略) (職名) 第4条 (略)	(事務分掌) 第3条 (略) 2 学校教育課の事務分掌は、次のとおりとする。 (1)～(8) (略) (9) 県費負担教職員の服務及び免許状の手続に関すること。 (10) 県費負担教職員の研修に関すること。 (11) (略) (12) 県費負担教職員の指導に関すること。 (13)～(19) (略) 3～6 (略) (職名) 第4条 (略)

2 職員の職名は、次に掲げるところにより付与する。

(1) 職員の職級上の職名は、参与、副参与、参事、副参事、主査、主任主事、主任技師、中級主事、中級技師、初級主事、初級技師、事務員、技術員、教諭、講師、総括労務主事、総括労務技師、副総括労務主事、副総括労務技師、主任労務主事、主任労務技師、中級労務主事、中級労務技師、初級労務主事、初級労務技師及び労務員とする。

(2)・(3) (略)

3 (略)

(職の設置)

第5条 部に部長及び教育監を、課に課長、課長補佐及び主査を、美術博物館に館長、館長補佐及び主査を、科学教育センターに事務長、事務長補佐及び主査を置く。ただし、特に必要がないと認める課等には、これらの一部を置かないことができる。

2 (略)

3 特に必要があると認める課等に主幹、主幹学芸員、専門員、学芸専門員、専任主査、主任学芸員、専任教員、教諭、講師、総括業務長又は業務長を置くことができる。

(職務)

第6条 部長、教育監、課長、美術博物館長及び科学教育センター事務長（以下「課長等」という。）、課長補佐、館長補佐及び事務長補佐（以下「課長補佐等」

2 職員の職名は、次に掲げるところにより付与する。

(1) 職員の職級上の職名は、参与、副参与、参事、副参事、主査、主任主事、主任技師、中級主事、中級技師、初級主事、初級技師、事務員、技術員、総括労務主事、総括労務技師、副総括労務主事、副総括労務技師、主任労務主事、主任労務技師、中級労務主事、中級労務技師、初級労務主事、初級労務技師及び労務員とする。

(2)・(3) (略)

3 (略)

(職の設置)

第5条 部に部長及び教育監を、課に課長、課長補佐及び主査を、美術博物館に副館長（事務長）、事務長補佐及び主査を、科学教育センターに事務長、事務長補佐及び主査を置く。ただし、特に必要がないと認める課等には、これらの一部を置かないことができる。

2 (略)

3 特に必要があると認める課等に主幹、主幹学芸員、専門員、学芸専門員、専任主査、主任学芸員、専任教員、総括業務長又は業務長を置くことができる。

(職務)

第6条 部長、教育監、課長、美術博物館副館長（事務長）及び科学教育センター事務長（以下「課長等」という。）、課長補佐及び事務長補佐（以下「課長補佐

という。)並びに主査は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2～7 (略)

別表(第4条関係)

職種上の職名	代表的な職務内容又は資格免許等の区分
(略)	
<u>専修学校教員</u>	<u>専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)に定められた教員の資格を有し、専修学校で教育を行う職務</u>
<u>高等学校教員</u>	<u>教育職員免許法(昭和24年法律第147号)による高等学校教諭免許状を有し、高等学校で教育を行う職務</u>
<u>小中学校教員</u>	<u>勤務する校種についての教育職員免許法による普通免許状を有し、小中学校で教育を行う職務</u>
<u>外国人英語指導員</u>	<u>英語を母国語又は日常語とする国の国籍を有し、小中学校で英語その他の教科等の学習支援を行う職務</u>
(略)	

等」という。)並びに主査は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2～7 (略)

別表(第4条関係)

職種上の職名	代表的な職務内容又は資格免許等の区分
(略)	
<u>教員</u>	<u>専修学校高等課程教員資格を有する者の職務</u>
(略)	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。